平成２１年（フ）第１３３３８号
東京都杉並区西荻南１丁目13－３
債務者　上野美枝子（旧姓立岩）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３３９号
神奈川県横浜市都筑区桜並木８―11　Ｋテラス　Ｂ―101
債務者　池之迫仙絵（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３４０号
静岡県静岡市駿河区手越69―14―Ａ
債務者　川邊　三和（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３４１号
東京都練馬区南田中３丁目１－８―502
債務者　佐藤美千代
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３４２号
千葉県富里市立沢561―107
債務者　五十嵐慶彦
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３４３号
高知県四万十市古津賀2386―39
債務者　井田　　瞳（旧姓喜多）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３４４号
沖縄県那覇市田原４丁目３―14―502
債務者　松本　絵理
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３４５号
千葉県習志野市秋津１丁目１－１―304
債務者　米川　　聡
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３４６号
東京都江戸川区西小岩４丁目８―12―102
債務者　秋保　　敏
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３４７号
千葉県我孫子市布佐西町62－７　Ｇ―101
債務者　松本賀代子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３４９号
千葉県山武市松尾町八田2785
債務者　峯嶋　悠子（旧姓川嶋）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３５０号
北海道室蘭市寿町２丁目10－３
債務者　丹野　友美（旧姓船場・中村）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３５１号
静岡県熱海市網代142
債務者　平石　嘉成
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３５２号
埼玉県所沢市三ケ島１丁目838―２
債務者　一戸早智子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３８７号
千葉県千葉市花見川区花島町407―69
債務者　関口　　弘
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部